

発行/あま市議会 編集/広報広聴特別委員会
〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地
TEL 052-444-3174 FAX 052-444-4055

あま市議会基本条例(素案)に対するご意見を募集します

議会基本条例とは

地方分権の推進により、自己決定、自己責任が一層求められる時代において市民の声が反映される議論をし、議会の役割をしっかりと果たし、市民に求められる議会を目指すことを約束したものです。

議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能の強化や活性化を図り、市民福祉の向上や民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

あま市議会基本条例前文(抜粋)

(前略)

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決め、解決していかなければなりません。その役割が一層求められる時代となっています。

私たちあま市議会は、その役割を果たすために、議会のあり方を変えていくことを決意しました。

市民の声が反映される議論をし、議会の役割をしっかりと果たし、市民に求められる議会を目指していきます。(中略)

あま市議会の最高規範としてこの条例を作ります。

あま市議会が想いを込めて作成しました。議会基本条例、ぜひご一読ください。

皆様のご意見をお寄せください!



<あま市議会基本条例(素案)>

- 意見の募集期間 1月28日(月)～2月26日(火)
- 閲覧場所 市公式ウェブサイト、議会事務局(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター(土・日曜・祝休日を除く)
- 意見を提出できる方 市内に住所または事務所もしくは事業所を有する個人および法人その他の団体、パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有する方
- 提出方法 件名、住所、氏名、電話番号、ご意見を明記し、郵送、FAX、メールまたは持参にて議会事務局もしくは七宝・美和市民サービスセンターへ提出してください。なお、意見の様式は自由です。
- 提出・問合せ あま市議会事務局 〒490-1198 あま市甚目寺二伴田76番地
FAX:052-444-4055 メールアドレス:giji@city.ama.lg.jp
- その他 電話や口頭での意見はお受けできません。ご意見などに関して個別の回答はいたしません。意見の反映結果など議会の考え方は提出意見と共に、後日、市公式ウェブサイトで公表します(個人の氏名などは公表しません)。